

令和8年度 EMS(デジタルタコグラフ)・ドライブレコーダー

導入促進助成金の手続きについて

◎令和8年度より、EMS(デジタルタコグラフ)の助成額が変更になりました。

旧)購入価格 1/2 上限 20,000 円



新)購入価格 1/2 上限 30,000 円

1. 助成対象期間

令和8年3月1日から令和9年2月末日までに装着及び支払い・リース契約、割賦販売契約が完了し、令和9年3月5日(必着)までに実績報告書が届いたものとします。

* 助成額については、1,000円未満切り捨てとなります。

* 助成対象額には、送料、消費税、クーポンやポイントで支払った額は含まれません。

2. 助成対象となる装置等(詳細は要綱の別表をご確認ください)

装置名	導入条件
EMS (デジタルタコグラフ)	(公社)全日本トラック協会選定のもの (対象機器一覧参照)
ドライブレコーダー (運行管理連携型)	(公社)全日本トラック協会選定のもの (対象機器一覧参照)
ドライブレコーダー (標準型)	(公社)全日本トラック協会選定のもの (対象機器一覧参照)
ドライブレコーダー (簡易型・その他)	(公社)全日本トラック協会選定のもの 及び選定されていないものも可 (対象機器一覧参照)

3. 申請期間

◎導入後申請、導入前申請の受付は、令和9年1月15日又は予算に達するまでとなります。

令和9年1月15日に予算に達していない場合は、申請受付を継続します。

ただし、期間内であっても予算に達した場合は受付を終了します。

12月~2月末日に導入予定の場合には、お早めに**様式2** 導入前申請書をご提出いただき、予算の確保をお願いします。

◎導入前申請後の実績報告書の提出期限については、令和9年3月5日(必着)となります。